

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する

る法律の一部を改正する法律

(平成二五年六月一九日法律第四七号)

一、提案理由(平成二五年五月二三日・参議院厚生労働委員会)

○国務大臣(田村憲久君) たいいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

精神障害者に対する医療に関しては、入院期間が短くなっている一方で、入院患者約三十万人のうち一年以上入院している患者が依然として約二十万人に上るとともに、精神障害者の保護者である一人の家族のみが法律上の義務を負う仕組みについては、家族の高齢化に伴い、保護者の負担が大きくなってきて

おります。

こうした状況を踏まえて、精神障害者が地域における生活へ移行することができるよう、精神障害者に対する医療の見直しを図ることが必要であり、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、厚生労働大臣は、精神病床の機能分化に関する事項等について、精神障害者の心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保するための指針を定めなければならないこととしています。

第二に、主に精神障害者の家族の一人を保護者とした上で、精神障害者に治療を受けさせ、財産上の利益を保護する義務等を課している現行の仕組みを廃止することとしております。

第三に、医療保護入院について、現行では、精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察により入院の必要性が認められ、かつ保護者の同意があるときは、本人の同意がなくても入院させることができることとなっておりますが、保護者の同意に替えて、家族等のうちいずれかの者の同意を必要とすることとしております。また、精神科病院の管理者は、医療保護入院者からの退院後の生活に関する相談に応じ、指導を行う者を病院

内に配置することや、地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならないこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日としております。

以上が二法案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月五日)

○武内則男君 たいいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用等の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

……………(略)……………

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する医療を推進するため、第一に、精神障害者の家族等に様々な義

務等を課している保護者の制度を廃止し、医療保護入院について、家族等のうちいずれかの者の同意を必要とすること、第二に、精神科病院の管理者は、医療保護入院者からの退院後の生活に関する相談に応じる者を病院内に配置するなどの措置を講じること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、事業主に義務付けられる合理的配慮の考え方、精神障害者の雇用義務化の施行時期の在り方、医療保護入院における家族等の同意要件の是非、精神障害者の代弁者の仕組みを設けなかつた理由等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

……………(略)……………

次に、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して足立信也理事より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、この法律の施行後三年を目途として検討を加えるべき事項に、入院中の処遇等に関する精神障害者の意思決定等についての支援の在り方を追加する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より、障害者の雇用等の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律の一部を改正する法律案の修正案に賛成し、原案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

……(略)……

次いで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

……(略)……

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年五月三〇日)

○足立信也君 私は、ただいま議題となっており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

その趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、この法律の施行後三年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加することであり、

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。

二、精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。

三、精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、非自発的入院者の意思決定及び意思表明については、代弁を含

む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこと。

四、非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」

要件を含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。

五、精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の機能強化の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

六、非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。

七、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月一三日)

○松本純君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

正する法律案について申し上げます。

本案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、これに参議院において、施行後三年を目途として検討を加えるべき事項を追加する修正が行われたものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月五日日本委員会に付託され、同日、田村厚生労働大臣から提案理由の説明を、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について武内参議院厚生労働委員長から参議院における修正部分の趣旨説明を、それぞれ聴取しました。

七日から質疑に入り、十一日には参考人の意見を聴取し、昨十二日に質疑を終局いたしました。

次いで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。
- 二 精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。なお、指針の策定に当たっては、患者、家族等の意見を反映すること。
- 三 「家族等いずれかの同意」による医療保護入院については、親権を行う者、成年後見人の権利が侵害されることのないよう、同意を得る優先順位等をガイドラインに明示し、厳正な運用を促すこと。
- 四 精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、代弁者制度の導入など実効性のある支援策について早急に検討を行い、精神障害者の権利擁護の推進を図ること。
- 五 非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件も含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。
- 六 精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の専門性及び独立性を高めることや精神医療審査会の決定に不服のある患者からの再度の請求への対応など機能強化及び体制の整備の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。
- 七 非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。
- 八 精神科病院の管理者に対し、医療保護入院について、可能な限り、患者の人權に十分配慮した入院、入院後の治療行為の患者本人への説明に加えて、速やかな退院の促進に努めることを指導徹底するとともに、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。
- 九 認知症の人については、あくまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを基本に置き、精神科病院への「社会的入院」の解消を目指すとともに、地域の支援・介護体制の強化に取り組むため、「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」

の推進など医療福祉全般にわたる総合的な対策を講ずること。

十 認知症の人の本人意思を尊重する観点から、成年後見制度の改善・普及のほか、本人の意思や希望をできる限り早期に確認し、それを尊重したケアの提供を確保する取組を進めること。